



# 地球環境

## 1 地球環境の現況と課題

### 1 地球温暖化

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が平成19年に発表した「第4次評価報告書」では、現在進行している地球温暖化は、18世紀半ばの産業革命以降の化石燃料の使用による二酸化炭素の排出、農業によるメタンや一酸化二窒素の排出など、私たち人間の活動が原因である可能性が非常に高いとしています。また、この地球温暖化の影響について、今世紀末までに地球の平均気温が最大で6.4℃上昇する可能性があり、これに伴い水資源や生態系、食料生産などへの悪影響、人間の健康被害など、広範な分野に影響が及ぶと予測しています。

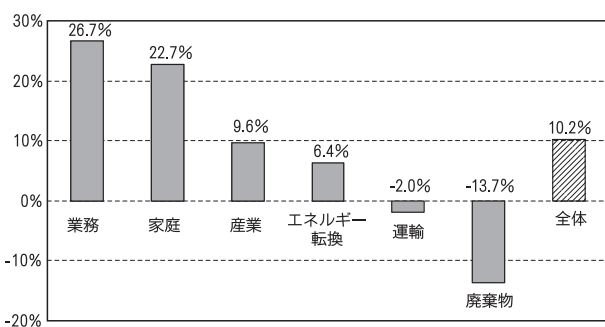
地球温暖化問題は1980年代から国際的に注目されはじめ、平成4年には「気候変動枠組条約」が採択され、毎年締約国会議が開催されています。平成9年に京都で開催された「第3回締約国会議 (COP3)」では、先進国全体の温室効果ガス排出量を、平成20年から平成24年までの第1約束期間に、基準年対比で少なくとも5%削減することを目的とした「京都議定書」が採択されました。この中でわが国については6%の削減が定められています。

県では、平成17年10月に「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」を策定 (平成18年6月改訂) し、個人・団体等が環境に配慮した行動を宣言・登録し、日々の活動の中で実践していく「マイアジェンダ登録」や、環境教育、普及啓発イベントなどの事業を推進してきました。

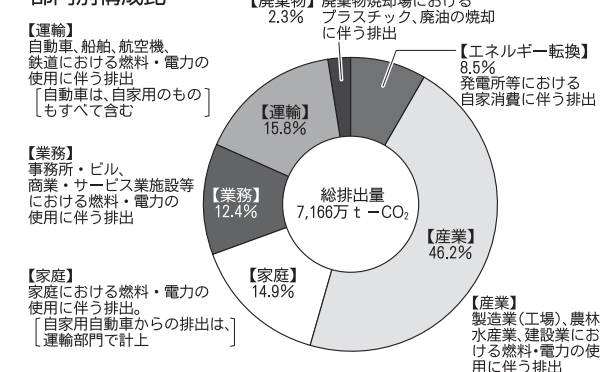
また、平成20年1月には、地球温暖化防止に貢献し地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行い、電気自動車 (EV) 普及推進プロジェクトや太陽光発電普及拡大プロジェクトなど13のリーディング・プロジェクトを推進しています。

さらに、県民や事業者等の各主体の自主的な取組を一層推進し、低炭素社会への転換を目指すため、より実効性のある施策等を盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を平成21年7月に制定し、一定規模以上の「事業活動」「建築物」「開発事業」を行う事業者等に対し、地球温暖化対策に関する計画等の提出を義務づけ、これを公表する計画書制度を導入するとともに、条例に基づく新たな地域計画として中長期的な目標や対策などを定める「地球温暖化対策計画」の策定に向けた検討を進めています。

▶ 図2-7-1 二酸化炭素排出量 (2006年 (平成18年) 確定値) の対1990年 (平成2年) 比部門別伸び率



▶ 図2-7-2 二酸化炭素排出量 (2006年 (平成18年) 確定値) の部門別構成比



\* 1 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) : 各国が政府の資格で参加し地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画 (UNEP) 及び世界気象機関 (WMO) の共催により1988年11月に設置された機関。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

\* 2 基準年 : 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990年。代替フロン等3ガスについては1995年とすることも認められたため、我が国は1995年を選択している。

2006年（平成18年）の県内の二酸化炭素排出量は7,166万t-CO<sub>2</sub>で、基準年（1990年（平成2年））と比較すると10.2%の増加となっています。また、部門別の構成比では、産業部門が46.2%と最も高くなっていますが、基準年（1990年（平成2年））からの伸び率では、業務部門と家庭部門が、それぞれ26.7%、22.7%と高い伸びを示しており、これらの部門における対策の強化が重要です。

## 2 オゾン層の破壊

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。しかしながら、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、著しく減少しています。特に南極域上空ではオゾンの減少が激しく、オゾン層に穴があいたように見えるため「オゾンホール」と呼ばれています。オゾンホールは、昭和55年頃から現れるようになり、平成4年以降は大規模なものが出現しています。

オゾン層保護のため、昭和60年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、昭和62年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、議定書締約国ではフロン類等の生産や輸入を制限し、順次削減を行っています。日本でも、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」が制定され、ハロン、CFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産が全廃されました。また、HCFCについては平成32年に生産を全廃することが決定しています。

フロン類の回収については、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が公布され、平成14年4月に施行されました。この法律により、業務用冷凍空調機器などからのフロン類の回収が行われています。また、家庭用冷蔵庫・家庭用エアコンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、使用済自動車のカーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が行われています。

## 3 酸性雨

酸性雨は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等が大気中で硫酸、硝酸等に化学変化し、雨・雪・霧などに溶け込んだ形で降下したり、ガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象のことです。

欧米を中心に酸性雨が原因と思われる森林の立ち枯れや湖沼、土壌の酸性度の上昇等生態系への影響をはじめ、建造物の劣化や人体への影響が懸念されています。県内においては、昭和49年夏に酸性雨によるとみられる目の刺激等の人体被害が出ています。

東アジア地域での経済発展に伴う酸性雨原因物質の増加に対処するため、平成10年に「東アジア酸性雨モニタリングネットワークに関する第1回政府間会合」が開催され、約2年の試行を経てネットワークの本格稼働が開始されました。現在、13か国が参加し、酸性雨のモニタリングなどに取り組んでいます。

## 2 地球環境保全に関する県の取組

### 1 地球温暖化対策の推進【環境計画課、税務課、大気水質課、森林課】

#### 地球温暖化対策に係る調査検討・体制づくり

#### ■「クールネッサンス宣言」リーディング・プロジェクト等の推進

京都議定書第一約束期間がスタートし、世界が地球温暖化問題に対して本格的に動き出した2008年（平成20年）1月、県は神奈川から地球温暖化防止に積極的に貢献するため、地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行いました。

「クールネッサンス宣言」を具体化するため、幅広い地球温暖化対策の中から、分かりやすくインパクトのある取組をリーディング・プロジェクトとして位置づけ、県施設への太陽光発電システム設置などを進めています。さらに、県民、企業、NPO等の皆さんとともに、レジ袋使用抑制キャンペーンや箱根パーク&サイクルを実施するとともに、電気自動車（EV）の普及推進、白熱球から電球形蛍光灯への交換促進、太陽光発電の普及拡大など様々なプロジェクトを推進しています。



クールネッサンス宣言

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/cool/index.html>

#### ■ 県の率先実行による地球温暖化対策の推進

##### ○神奈川県地球温暖化防止実行計画の推進

県の事業活動から排出される温室効果ガスを削減するため、県では、地球温暖化対策推進法に基づいて平成15年10月に「神奈川県地球温暖化防止実行計画」を策定しました。本庁、出先機関等の庁舎、浄水場、道路照明等の発生源ごとに目標を立て、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムにより進捗状況を管理し、取組を進めています。また、市町村においても「地球温暖化対策地域推進計画」及び「地球温暖化防止実行計画」の策定が進むよう相談にも応じています。

##### ○県有施設におけるESCO事業の推進

県施設からの二酸化炭素排出量を減らすため、県では効果的な省エネルギー対策として、県施設へのESCO事業を計画的に導入してきました。平成20年度は、これまで運用してきた5施設に加え、産業技術センターと三浦しらとり園（平成18年度提案募集）、並びにチューニング（運用調整）型ESCO事業を導入した生命の星・地球博物館（平成19年度提案募集）の3施設においても運用を開始し、ともに一定の成果を得ることができました。今後、ESCO事業導入の成果を広く公表し、民間オフィスビルなどへの普及を図っていきます。



ESCO事業を導入した生命の星・地球博物館

## 事業活動に関する地球温暖化対策

### ■ 事業活動温暖化対策計画書制度

県では、工場や事業場を設置している一定規模以上の大規模事業者、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を検討し、平成22年4月1日から施行することになりました。

・対象 原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ/年以上又は100台以上の自動車を使用する事業者

※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。（フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。）

### ■ 建築物温暖化対策計画書制度

県では、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施と評価結果等を記載した計画書の提出、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務づけ、それを県が公表する制度を検討し、平成22年4月1日から施行することになりました。

・対象 新築、改築又は増築に係る延べ床面積が5,000㎡を超える建築物

### ■ 開発事業温暖化対策計画書制度

県では、一定規模以上の開発事業を行う事業者、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を検討し、平成22年4月1日から施行することになりました。

・対象 10,000㎡以上の区域において、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築を目的とする開発事業

## 地域ぐるみの温暖化対策の展開

地球温暖化問題は、様々な社会経済活動やライフスタイル（生活様式）に関わるものであることから、その解決に向けて県民、企業、NPO、行政などの各主体が温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組を一体となって進める必要があります。かながわ地球環境保全推進会議では、各主体の積極的な環境配慮の取組により持続可能な社会を目指す「新アジェンダ21かながわ」を推進しています。

### ■ 地球温暖化防止に向けた活動への参加・マイアジェンダ登録

かながわ地球環境保全推進会議が推進する「新アジェンダ21かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録・公表することにより、相互にパートナーシップを結び、協働して環境に配慮した行動を起こし、社会全体に環境の「環」を広げていく「マイアジェンダ登録」を呼びかけています。平成17年6月にはケニアの元環境副大臣のマータイさんが進める“もったいない運動”に賛同し、「マイアジェンダ登録」の個人向けの入門編とも言える「マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”」を設けて登録の促進を図っています。これには、県内の企業等にもご賛同いただき、企業ぐるみで取り組んでいただいた例もあったことから、平成20年度末の個人登録数は、65,849件に達し、平成21年8月には7万件を超える登録数となりました。（団体、企業、行政等を含むマイアジェンダ登録全体では、80,570件（平成21年8月末現在））

### ■ 地球温暖化防止活動推進員普及啓発事業

県では、地域において地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について普及啓発活動などを行う「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、その活動の支援のために、「県地球温暖化防止活動推進センター」が実施する研修を通じて、温暖化防止に係る各種情報の提供などを行いました。



## ■ 神奈川“NO”白熱球プロジェクト

県では、「クールネッサンス宣言」のリーディング・プロジェクトの一つとして「神奈川“NO”白熱球プロジェクト」を展開し、“電球形蛍光灯”の使用を提案しています。

電球形蛍光灯は白熱球に比べ、エネルギー効率が高く、CO<sub>2</sub>排出量が少ない、地球にやさしい明かりです。家庭の電力消費量の約16%が照明によるものであると言われており、白熱球を電球形蛍光灯に切り替えることは、比較的取り組みやすく、効果のある温暖化対策です。

また、電球形蛍光灯は、同じ明るさに相当する白熱球に比べると、寿命は約6倍、電気代は4分の1以下で、価格は高めですが、長い間使用でき電気代は少ないため、経済的にもメリットがあります。

県では、家電量販店や電球メーカー等の協力も得て、白熱球から電球形蛍光灯への交換キャンペーンの実施など普及啓発を実施しています。

## まちづくり・交通に関する地球温暖化対策

### ■ 低燃費車等の導入促進

県では、電気自動車について、自動車取得税及び自動車税の全額免除措置を講じました。また、低燃費車等に対する自動車取得税及び自動車税の軽減措置について、周知に努めました。

### ■ 乗用車におけるエコドライブの普及啓発

#### ○エコドライブのアドバイザーを養成する講習会の開催

かながわエコドライブ推進協議会では、(社)神奈川県指定自動車教習所協会の主導により、県内の指定自動車教習所でのエコドライブの普及啓発を図る取組を始めています。

第1段階として、平成21年2月、教習所の指導員をエコドライブの指導人材として養成する講習を(社)日本自動車連盟(JAF)の指導のもと開催し、28名の指導員がJAFのエコ・アドバイザーとして認定されました。

今後は、認定されたエコ・アドバイザーが中心となって、各教習所の指導員をエコドライブの指導人材として養成し、各教習所で行う企業講習や高齢者講習などの場で、エコドライブの講習を実施できるように取り組んでいく予定です。

#### ○カーナビを利用したエコドライブモニター事業の実施

エコドライブは、関連の様々なツールを活用することでよりその効果が高まります。

かながわエコドライブ推進協議会では、平成20年度、協議会のメンバーである三洋電機コンシューマエレクトロニクス(株)のご協力により、同社のエコドライブ機能がついたカーナビを活用したエコドライブモニター事業を実施しました。公募により選定された県内在住の個人や県内事業者計10者がモニターとして、カーナビを活用したエコドライブに取り組み、その結果、モニター全体で平均12%燃費の向上が図られました。その成果は県のエコドライブのホームページ等で紹介するとともに、各モニターがそれぞれの地域や会社などの場で、機会を捉えてPRするなど、県民の皆様への周知に一役買っていたいただいております。

## ■ 新エネルギー導入の推進

### ○新エネルギーアドバイザー事業

県では、平成15年度から新エネルギー設備の導入に向けた個別・具体的なアドバイス等をNPOに委託して行う「新エネルギーアドバイザー事業」を開始しました。平成20年度は、個人住宅や事務所などへの導入についてアドバイス等（46件）を行ったほか、新エネルギー導入についての説明会（17回）の開催や市町村等が主催するイベント（13件）への出展により、情報提供を行いました。

### ○かながわ新エネルギー賞

県では、平成15年度に県内の新エネルギーに関する優れた取組を表彰する「かながわ新エネルギー賞」を創設し、平成20年度は22件の応募があり、8件の表彰を行いました。

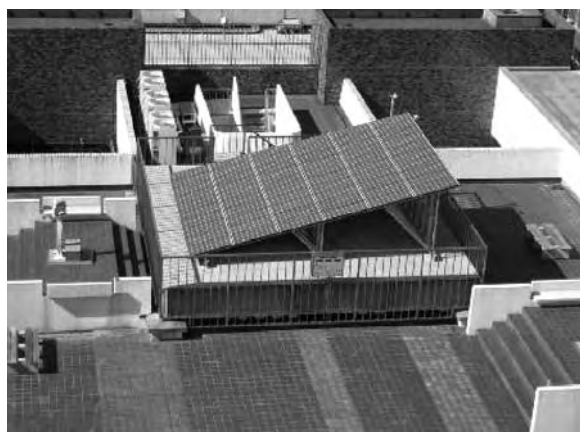
▶表2-7-1 平成20年度かながわ新エネルギー賞受賞者

| 受賞者名（50音順）                 | 受賞内容                                    |
|----------------------------|-----------------------------------------|
| 学校法人伊勢原白百合学園 伊勢原白百合幼稚園     | ビオトープとおひさま発電所                           |
| 学校法人持田学園 有馬白百合幼稚園          | 幼稚園35周年記念事業 太陽光発電の設置                    |
| 株式会社野毛電気工業                 | ソーラー発電の多面的活用                            |
| 社会福祉法人ムクドリ福祉会 むくどり風の丘保育園   | むくどり風の丘保育園<br>空気集熱式パッシブソーラー（OMソーラー）設備設置 |
| 新興プランテック株式会社               | 鶏糞ガス化発電システム                             |
| 住友重機械工業株式会社 横須賀製造所         | 地球温暖化防止活動と太陽光発電システムの導入                  |
| 東海大学チャレンジセンター ライトパワープロジェクト | 究極のエコカー開発と環境教育活動                        |
| 南足柄市水道事業所                  | 未利用のエネルギーを利用したミニ水力発電設備の導入               |

### ○新エネルギーの県施設への率先導入

県自らも新エネルギーの率先的導入に努めております。

平成20年度は、神奈川県庁新庁舎屋上、青少年センター、生命の星・地球博物館や交番（5箇所）に太陽光発電を、自然環境保全センターに太陽光発電や木質チップボイラーを、神奈川総合産業高等学校に太陽光発電と風力発電のハイブリッド型等の外灯を導入しました。



神奈川県庁新庁舎屋上に導入された太陽光発電システム

## ■ 森林の整備・保全等の推進

県は、水源保全地域内の荒廃した私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組むとともに、県産木材の有効活用の促進を図るため、生産・加工・消費にわたり、総合的な取組を行いました。

## 広域連携・国際環境協力の推進

### ■ 八都県市による地球温暖化対策の推進

八都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）は、人口・経済が集積し、二酸化炭素を多量に排出している地域の責務として、積極的に温暖化対策に取り組むため、平成20年度は7月7日に一斉消灯を実施するとともに、電球形蛍光灯の配布、グリーン電力証書の普及啓発を実施したほか、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を呼びかけるキャンペーンを展開しました。

### ■ 国際的なネットワークの形成

平成14年に開催された「アジアの地方自治体による国際環境シンポジウム」の成果である「持続可能な開発のためのアジアの地方自治体の取組に関する神奈川宣言」は、シンポジウム終了後も情報交換・情報交流を行うこととし、県では、「神奈川宣言ネットワーク」を構築しました。このネットワークを通じて、環境改善の優良事例の情報を収集・発信しました。

### ■ 「イクレイ（ICLEI）ー持続可能性をめざす自治体協議会\*」への加盟・連携

イクレイは、地域の環境を改善することにより、地球環境の保全を目指す世界の地方自治体が加盟する国際的なネットワークです。県は、平成5年8月にイクレイ日本事務所を介し、イクレイに加盟しました。また、平成16年7月には、イクレイ日本事務所の法人化に伴い、設立時社員（正社員）となるとともに、現在は、法人の理事及び実質的な運営を行う運営委員に就任しています。

\*平成15年に「国際環境自治体協議会」から改称

### ■ 神奈川国際環境協力協議会

平成10年に、行政と企業等との連携による国際環境協力を推進するために県が設立した神奈川国際環境協力協議会では、平成18年度にタイのプーケット市立ムアン小学校において、教員に対して太陽光発電システムを活用した環境教育についての研修を実施するとともに、同校に太陽光発電システムを設置し、このシステムを活用した環境教育の実施に関する覚書をプーケット市と締結しました。

平成20年度は、フォローアップ事業として、ムアン小学校と、平成15年度に県とNPOの協働で太陽光発電システムを設置した小田原市立大窪小学校との間をインターネットでつなぎ、環境をテーマとした交流会を開催しました。



タイの小学校に設置された太陽光発電システム



インターネット交流会の様子

## 2 オゾン層保護対策【大気水質課】

### ■ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく規制・指導

フロン類の適切な回収・処理を推進するため、県では、フロン類回収業者等に対し、法律に基づく適正な回収処理を指導しています。

この法律により、業務用冷凍空調機器からフロン類の回収を行おうとする者は、事業者の登録を受けるとともに、フロン類の回収量等の報告を行うことなどが義務づけられています。

▶表2-7-2 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等（平成19年度）

| 国・県の別 | 19年度<br>回収量 | 18年度末<br>保管量 | 計         | 19年度<br>破壊量 | 18年度<br>再利用 | 19年度末<br>保管量 | 計         |
|-------|-------------|--------------|-----------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| 神奈川県  | 227,662     | 7,136        | 234,798   | 201,846     | 22,378      | 10,574       | 234,798   |
| 全 国   | 3,168,357   | 148,313      | 3,316,670 | 2,378,053   | 729,368     | 209,252      | 3,316,673 |

※小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。

### ■ 環境中のフロン濃度の実態把握

県では、フロン類等の適正処理の推進を図るため、大気環境中における特定フロン<sup>\*1</sup>や代替フロン<sup>\*2</sup>等12物質の濃度について、平成20年度は県内3地点で年4回の実態調査を行いました。

調査結果は、北海道のバックグラウンド濃度と比べ、CFC、1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素はほぼ同等、HFC134a、使用量の多いHCFC22は一部を除き2倍以上の濃度でした。

また、濃度の経年変化は、全体的に低下傾向にあり、法律による規制及び代替物質や代替手段への転換により、長期的に見て、調査対象物質の大気中濃度は減少していくと推測されます。

\*1 特定フロン：オゾン層保護のため国際条約により規制対象となっているフロン。

\*2 代替フロン：特定フロンに代えて冷媒や洗浄剤として使用されているフロン。

▶表2-7-3 環境中のフロン濃度実態調査結果〔年度平均値〕（平成20年度）

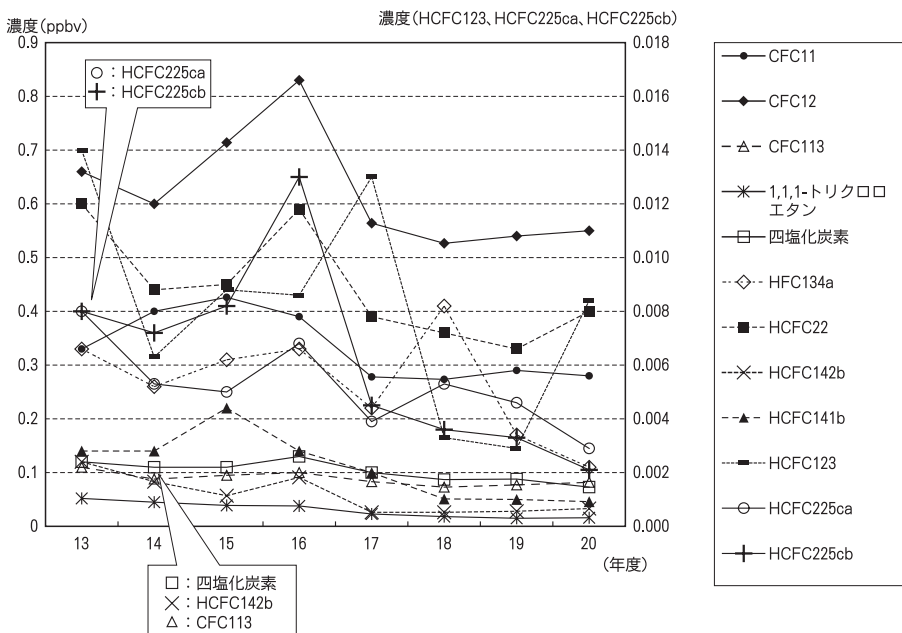
（単位：ppbv）

| 対象物質調査地点             | CFC<br>11 | CFC<br>12 | CFC<br>113 | 1,1,1-トリ<br>クロロエ<br>タン | 四塩化<br>炭 素 | HFC<br>134a | HCFC<br>22 | HCFC<br>142b | HCFC<br>123 | HCFC<br>141b | HCFC<br>225ca | HCFC<br>225cb |
|----------------------|-----------|-----------|------------|------------------------|------------|-------------|------------|--------------|-------------|--------------|---------------|---------------|
| 厚 木 市 役 所            | 0.29      | 0.55      | 0.083      | 0.015                  | 0.071      | 0.19        | 0.50       | 0.041        | 0.0011      | 0.049        | 0.0047        | 0.0011        |
| 小田原市役所               | 0.28      | 0.53      | 0.082      | 0.016                  | 0.070      | 0.034       | 0.29       | 0.024        | 0.023       | 0.031        | 0.0011        | 0.0011        |
| 大和市深見台               | 0.28      | 0.57      | 0.082      | 0.018                  | 0.078      | 0.11        | 0.40       | 0.033        | 0.0011      | 0.057        | 0.0028        | 0.0041        |
| 全地点平均値               | 0.28      | 0.55      | 0.082      | 0.016                  | 0.073      | 0.11        | 0.40       | 0.033        | 0.0084      | 0.046        | 0.0029        | 0.0021        |
| バックグラウンド<br>濃度*（北海道） | 0.24      | 0.54      | 0.077      | 0.014                  | 0.096      | 0.051       | 0.20       | 0.020        | —           | 0.022        | —             | —             |

\*バックグラウンド濃度：工場などの人口的汚染源や火山などの自然汚染源からの影響を受けていない地域の大气汚染物質濃度。



▶図2-7-3 環境中のフロン濃度の経年変化



※平成12年度までは、神奈川県臨海地区大気汚染調査協議会の調査結果、平成13年度以降は環境科学センターの調査結果である。

※各年度の調査地点、回数等は次のとおりである。

平成11年：県内14地点、年6回、対象7物質

平成12年：県内14地点、年4回、対象7物質

平成13年：県内5地点、年6回、対象12物質

平成14年：県内5地点、年4回、対象12物質

平成15年：県内5地点、年4回、対象12物質

平成16年：県内5地点、年4回、対象12物質

平成17年：県内5地点、年4回、対象12物質

平成18年：県内3地点、年4回、対象12物質

平成19年：県内3地点、年4回、対象12物質

平成20年：県内3地点、年4回、対象12物質

### 3 酸性雨の実態把握【環境科学センター】

県では、平成20年度に川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市及び相模原市と共同で、県内主要地点で、雨水の酸性度（pH）や主要な汚染源を究明するための成分分析等の調査を行いました。

平成20年度の調査において、酸性度（pH）は、前年度と同程度でした。

酸性度を高める要因には、硫酸イオンや硝酸イオンなどがありますが、全地点において硫酸イオンの寄与が最大でした。

▶表2-7-4 調査地点の酸性度（pH）の経年変化

| 調査地点   | 19年度 | 20年度 |
|--------|------|------|
| 川崎市川崎区 | 4.8  | 4.7  |
| 横須賀市   | 4.5  | 4.6  |
| 平塚市    | 4.6  | 4.7  |
| 藤沢市    | 4.5  | 4.4  |
| 小田原市   | 4.6  | 4.6  |
| 相模原市   | 4.7  | 4.6  |

▶図2-7-4 平成20年度雨水の酸性度（pH）の地域分布図

